

令和 5 年 度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

府中市監査委員



6府監第16号の2
令和6年7月26日

府中市長
高野 律 雄 様

府中市監査委員	町 田 昌 敬
同	太 田 進 司
同	酒 井 克 典
同	高 津 みどり

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率について審査の結果、別紙のとおり意見を付します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年7月22日まで

第3 審査の実施場所

府中市役所おもや4階A401会議室

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

この審査にあたっては、市長から提出された上記健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に適合して作成されているか、計数に誤りはないか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明聴取等、府中市監査基準に準拠し通常実施すべき審査を行った。

第5 審査の結果

審査に付された地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び資金不足比率の報告、健全化判断比率の状況、連結実質赤字比率等の状況、実質公債費比率の状況、将来負担比率の状況、公営企業会計に係る資金不足額等の各調書は、上記の記載事項のとおり審査した限り重要な点において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に適合して作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確で誤りはないものと認められた。

第6 判断比率の状況

1 健全化判断比率

(単位:%)

項目名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.25
連結実質赤字比率	－	16.25
実質公債費比率	2.7	25.0
将来負担比率	－	350.0

表中の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないこと並びに将来負担比率が算定されないことによるものである。

2 資金不足比率

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
競走事業会計	－	0.0
下水道事業会計	－	20.0

表中の「－」は、資金不足額がないことによるものである。

第7 意見・要望

令和5年度の財政健全化判断比率等の各比率は、早期健全化基準等を大きく下回るとともに、市が独自に定めている基準も下回り、健全な財政運営が維持されていることを確認できた。

今後も、財政面において、大きな影響を及ぼす公共施設の維持管理や学校施設の改築に係る負担、急な災害等に備え、将来の財政状況を見据えた長期的な収支バランスに留意し、引き続き、財政の健全化に努めていただきたい。